

高萩・北茨城広域事務組合建設工事等入札参加者資格審査会規程

令和2年1月10日

訓令第2号

(設置)

第1条 この規程は、高萩市又は北茨城市的建設工事等入札参加者資格審査会の審査を経た者に対し、高萩・北茨城広域事務組合が発注する建設工事等の請負契約における当該建設業者の格付等級並びに等級別発注標準金額等を決定し、また、資格審査を経た請負業者が、工事事故、施工不良、不正行為等を起こした場合の措置を審査するため、高萩・北茨城広域事務組合建設工事等入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会の委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 参与
- (2) 事務局長
- (3) 企業局長
- (4) 事務局次長

2 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定められた者をもってこれに充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、審査会の事務を総理し、審査会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。なお、委員長及び副委員長にも事故があるときは、委員長があらかじめ指定した者とする。

(会議)

第4条 委員長は、毎年1回会議を招集する。ただし、必要があるときは、臨時に会議を収集することができる。

2 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

4 審査会の決定は、出席委員の過半数の賛成により決定し、可否同数の場合は、委員長が決する。

(持ち回り審査)

第5条 委員長は、会議に付する必要がないと認める事案については、持ち回り審査により、過半数の委員の同意をもって審査会の審査にかえることができる。

(秘密の保持)

第6条 審査会で知り得た秘密に係る事項及び審議の内容については、何人もこれを他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会の総括的な庶務は、環境総務課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。